

## 施設概要

館名	所在地	電話番号 FAX番号	供用開始
中央図書館※1 (自動車文庫)	〒564-0072 吹田市出口町18番9号	06-6387-0071 06-6339-7144	昭和46年(1971年)11月25日 市制30周年記念事業として建設
千里図書館	〒565-0862 吹田市津雲台1丁目2番1号 (千里ニュータウンプラザ3階)※2	06-6834-0132 06-6834-0560	昭和53年(1978年)4月1日 (平成24年(2012年)9月3日 に現在地に移転)
千里図書館 北千里分室	〒565-0874 吹田市古江台4丁目2番D7 (北千里地区公民館1階)	06-6834-2922 06-6834-2944	昭和56年(1981年) 4月1日
さんくす図書館	〒564-0027 吹田市朝日町3番501号 (さんくす3番館5階)	06-6317-0037 06-6317-0258	平成5年(1993年) 7月1日
江坂図書館	〒564-0063 吹田市江坂町1丁目19番1号 (江坂公園複合施設B1階)※3	06-6385-3766 06-6385-3945	平成8年(1996年) 4月1日
千里山・佐井寺 図書館 (ちさと)	〒565-0843 吹田市千里山松が丘25番2号	06-6192-0516 06-6192-0517	平成16年(2004年) 5月19日
千里丘図書館	〒565-0811 吹田市千里丘上14番33号	06-6877-4060 06-6877-4073	平成25年(2013年) 1月9日
山田駅前図書館	〒565-0824 吹田市山田西4丁目2番43号 (ゆいびあB2階)※4	06-6816-7722 06-6816-7723	平成23年(2011年) 3月27日
山田駅前図書館 山田分室	〒565-0824 吹田市山田西2丁目5番1号 (山田出張所3階)	06-6875-1235 06-6875-1309	昭和62年(1987年) 4月1日 (平成23年(2011年) 3月26日から分室)

※1 移動図書館としての自動車文庫(ゆめぶんこ)があり、市内27か所の駐車場所をおよそ月1回巡回。

※2 千里ニュータウンプラザ…千里ニュータウン情報館・千里出張所他との複合施設。

※3 江坂公園駐車場(平成26年3月31日付で休止)、江坂公園自転車駐車場、江坂花とみどりの情報センター、江坂市民サービスコーナーとの複合施設。

※4 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいびあ)…青少年活動サポートプラザ、のびのび子育てプラザとの複合施設。

館名	①建築面積 (㎡) ②敷地面積 (㎡) ③専用床面積 (㎡) ④延床面積 (㎡)	施設内容 (カッコ内数字 ㎡)	構造・規模	閲覧席
中央図書館	①857.00 ②4,814.6 ③3,392.3 ④ "	【1階】児童図書閲覧室、第1集会室、書庫他 (784.477) 【中2階】食堂、休憩室他 (137.866) 【2階】一般図書閲覧室、事務室、対面朗読室他 (731.474) 【3階】自習室176席、第2集会室、研究室、電算室、書庫 (830.296) 【4階】事務室、書庫他 (830.296)	鉄筋コンクリート造、地上4階建	83
千里図書館	①2,440.2 ②2,900.66 ③930.94 ④13,402.35	閲覧室 (710)、対面朗読室 (10)、授乳室 (6)、多目的室 (60)、書庫 (60)、事務室 (70)	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上8階、塔屋1階、地下2階の3階部分	58
千里図書館 北千里分室	①464.40 ②786.90 ③155.0 ④899.05	閲覧室 (155.0)	鉄筋コンクリート造、地上2階建の1階部分	0
さんくす図書館	①1,711.38 ②1,807.60 ③883 ④10,670.76	一般図書閲覧室 (430)、児童図書閲覧室 (236)、多目的室 (24)、対面朗読室 (10)、事務室 (101)、書庫 (34)、通路 (48)	鉄筋コンクリート造、地下2階地上5階建の5階部分	89
江坂図書館	①385.38 ②23,258.00 ③511.57 ④9,176.26	閲覧室 (357.34)、対面朗読室 (8.10)、集会室 (54.35)、事務室 (62.44)、書庫 (19.40)、その他 (9.94)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下2階塔屋1階建の地下1階部分	35
千里山・佐井寺 図書館 (ちさと)	①1,353.10 ②2,627.22 ③3,327.58 ④ "	【東館1階】児童図書、雑誌・新聞、視聴覚資料コーナー、書庫他 (778.70) 【東館2階】一般図書コーナー、書庫他 (763.74) 【東館3階】事務室、対面朗読室、ボランティア会議室他 (769.94) 【西館1階】多目的室、復元教室他 (408.12) 【西館2階】参考図書・情報コーナー、復元教室他 (424.97)	【東館】鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上3階建 【西館】木造地上2階建	110
千里丘図書館	①432.33 ②721.91 ③840.37 ④ "	【1階】児童書工エリア (102.64)、多目的室 (19.25)、授乳室 (5.34) 【2階】一般書工エリア (193.25)、対面朗読室 (8.43)、書庫 (25.74)、事務室 (53.9)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建	70
山田駅前図書館	①1,319.50 ②2,348.32 ③1,232.79 ④7,585.48	【地下1階】事務室 (75.9)、対面朗読室 (11.6) 【地下2階】閲覧室 (約780)、書庫 (54.6)	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨構造、地下2階、地上7階建の地下1階部分と地下2階部分	87
山田駅前図書館 山田分室	①452.9 ②810.0 ③379.82 ④1,210.3	閲覧室 (293.47)、書庫 (7.05)、事務室 (43.05)、その他 (36.25)	鉄筋コンクリート造、地上3階建の3階部分	17

## サービス概要 (平成 30 年度)

\* サービス実施館について特記のないものは全館で実施しているサービスです。

### 1. 開館日・時間・休館日

#### ・開館時間

午前 10 時～午後 6 時

木曜・金曜は午後 8 時まで (祝日と重なる時は午後 6 時まで)

(千里山・佐井寺図書館西館 2 階の参考図書情報

コーナーと北千里分室は木曜・金曜も午後 6 時まで)

#### ・休館日

年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

月の最終木曜日 (祝日と重なる時はその翌日)

特別整理期間 (各館で年間 3 日～7 日間)

### 2. 貸出

・吹田市在住、在勤、在学 (園) の方を対象に「借出カード」を発行し、資料の貸出を行っています。あわせて、パスワードを発行します。

・「借出カード」の発行には、住所記載の本人確認書類が必要です。

・「借出カード」(有効期限 5 年) は、吹田市立図書館のすべてと自動車文庫で利用できます。(紛失したときや住所、氏名、電話番号などの変更には届出が必要です)

#### ・資料の借出冊数と期間

資料の種類	借出期間	借出冊 (点) 数
本・紙芝居	2 週間	15 冊まで
雑誌・マンガ		
地域資料		
AV 資料 (CD・DVD・ビデオ・カセット)		3 点まで

### 3. 資料の種類

図書、紙芝居、雑誌、マンガ、新聞、地図、地域資料、電話帳、外国語の本、AV 資料を収集、保存しています。

#### ・外国語の本

絵本から一般用図書の各ジャンルを収集、貸出しています。

図書館	種別	言語
中央	絵本	英語
千里	一般・絵本	英語・韓国語・中国語を中心に多言語
さんくす	絵本	英語
千里山・佐井寺	一般・絵本	英語
千里丘	一般・絵本	英語
山田駅前	一般・絵本	英語

#### ・マンガ (中央、千里丘、山田駅前)

幅広い年齢層に支持されるものを収集、貸出しています。

#### ・AV 資料 (中央、北千里、山田、自動車文庫を除く全館)

CD、DVD、ビデオ、カセットテープを収集、貸出しています。(ただし、ビデオはさんくす、江坂、千里山・佐井寺図書館のみ、カセットテープはさんくす図書館のみ所蔵)

### 4. サービス内容

#### (1) 予約サービス

・読みたい本が見つからない時やその本が貸出中の時は予約ができます。

・吹田市立図書館が所蔵していない本でも、大阪府や近隣市などで所蔵する図書館から取り寄せできます。

#### (2) パスワードを使ったサービス

・自宅のパソコンや携帯電話または図書館内の利用者用端末 (OPAC) から資料の予約ができます。

・図書館ホームページや図書館内の利用者用端末から、ご自分の利用状況の確認や、貸出中の資料の延長手続き、パスワードの発行・再発行ができます。

#### (3) レファレンスサービス

暮らしの中の疑問や調べたいことなど司書がお手伝いします。図書館のホームページや電話でも付けています。

#### (4) コピーサービス (北千里を除く全館)

著作権法の範囲内で、図書館資料のコピー (白黒、実費) ができます。

#### (5) インターネットサービス

・全館でインターネット端末を 1 人 30 分間無料で利用できます。国立国会図書館デジタル化資料送信サービスや新聞などのデータベースを利用できます。

・公衆無線 LAN (千里、千里山・佐井寺、山田駅前) 館内の指定のエリアで利用できます。

#### (6) YA (ヤングアダルト) サービス

YA 世代 (12～18 歳) の読書推進や図書館利用促進を図るとともに、社会参加のきっかけとなるよう、コーナー設置や行事の企画を行っています。

#### (7) 乳幼児と保護者へのサービス

赤ちゃんの心豊かな成長を願って、図書館が選んだ 5 冊の絵本の中から 1 冊を、1 歳の誕生月の月末までにお贈りするブックスタート、また、ブックスタートのひろば (0・1 歳の乳幼児と保護者対象) やおひざで絵本 (2・3 歳の幼児と保護者対象) など絵本の読み聞かせと手遊び・わらべうたの会、家庭での読み聞かせの仕方を学ぶ、抱っこで絵本講座 (1 歳の幼児と保護者対象) を開催しています。

#### (8) 子どもへのサービス

4 歳以上の子どもを対象としたおはなし会や絵本

の読み聞かせ、人形劇や工作教室などのおたのしみ会を開催しています。また、年齢に応じたおすすめ本等のブックリストを作成しています。

#### (9) CDやDVDの視聴サービス

さんくす、千里山・佐井寺、千里丘図書館ではCDの試聴を、千里、山田駅前図書館ではCDとDVDを視聴できます。

### 5. 障がい者サービス

#### (1) 活字を読むことが難しい方のためのサービス

##### ・録音図書の貸出（千里山・佐井寺）

視覚障がいの方や寝たきりの方、肢体不自由な方、ディスレクシア（読み書き障がい）などで、活字を読むことが困難な方は、録音カセットテープやデージー図書の貸出や郵送サービスが受けられます。

##### ・点字図書・雑誌の貸出（千里山・佐井寺）

点字図書の貸出や郵送サービスが受けられます。

##### ・LLブックの貸出

最寄りの図書館で借りることができます。

##### ・対面朗読（北千里、山田を除く全館）

最寄りの吹田市立図書館に登録、予約をされると、本や雑誌などのほか、お手持ちの資料やパンフレットなども朗読します。

#### (2) 小さな活字が読みにくい方へ

##### ・拡大読書器の設置（千里、千里山・佐井寺、千里丘、山田駅前）

##### ・大活字本の貸出

最寄りの図書館で借りることができます。中央、千里山・佐井寺図書館には児童書もあります。

#### (3) 耳やことばが不自由な方のために

FAXによる資料などの予約や調べものの申込を受付けています。また、筆談による読書案内も行っています。

#### (4) 来館が困難な方へ

##### ・図書・雑誌の郵送貸出サービス（千里山・佐井寺）

### 6. 団体貸出

吹田市内の地域・家庭文庫、読書会、幼稚園、保育園、小学校、留守家庭児童育成室（学童保育）、中学校などの団体には、まとめて本を貸出しています。小・中学校に自動車文庫による配達・回収を実施しています〔ごりまる便〕。

### 7. 集会室の利用（中央、千里、さんくす、江坂、千里山・佐井寺）

主に図書館に係る教育や文化活動を行っている団体の方が利用できます（要事前申込）。利用の申込みは各図書館で受付けています。

8. 自動車文庫「移動図書館 ゆめぶんこ」の巡回  
図書館から遠い地域の市民の方のために、市内 27 か所の駐車場所を自動車文庫が月 1 回巡回し、貸出をしています。

### 9. 学校との連携

#### (1) 学校訪問

司書が学校に赴き、図書館利用の説明や資料の紹介、ブックトーク、読み聞かせなどを行います。また、希望する学校に自動車文庫での学校訪問をしています〔ごりまる学校訪問〕。

#### (2) 図書館見学

図書館に直接来ていただき、図書館の利用のしかたを説明した後、図書館の中をご案内します。

#### (3) 職業体験

中学生の授業の一環として体験学習の受入れを行っています。

#### (4) インターンシップ

高校生・大学生の職業観や就労意識を高め、キャリア形成を支援するため、インターンシップ生の受入れを行っています。

#### (5) 図書館実習

大学で図書館司書課程を履修中の学生に対し、図書館現場の実習の受入れを行い、将来の図書館司書の育成に協力しています。

### 10. 情報発信

・図書館ホームページで、吹田市立図書館所蔵の資料の検索、予約、利用状況の確認、貸出期間の延長ができます。また、吹田市立図書館の行事や講座、イベント情報、施設案内や自動車文庫の巡回日程などを見ることができます。

・吹田市立図書館だより「すいぼんいんふおるまーていおー」、新着図書案内「本のお知らせ」を月 1 回、「ビジネス支援だより」を不定期で発行しています。

・吹田市立図書館のメールマガジンを月 2 回、新着図書お知らせサービスを週 1 回配信しています。

・市役所職員向け「新着図書案内」を月 1 回発行しています。（政策立案支援サービス）

・Facebook、Twitter で情報提供を行っています。

### 11. 広域利用サービス

**大阪市** さんくす図書館及び江坂図書館で大阪市民が、大阪市立図書館全館で吹田市民が、それぞれ資料を借りられます。（江坂図書館は平成 31 年 1 月開始）

**北摂 7 市 3 町** 吹田市の各図書館で 6 市 3 町（豊中市、池田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）の市民・町民が、6 市 3 町の各図書館で吹田市民が、それぞれ資料を借りられます。

## 条例等

### ○吹田市立図書館条例

制定 昭和 27 年 6 月 5 日条例第 183 号  
最近改正 平成 30 年 12 月 28 日条例第 39 号

#### 吹田市立図書館条例

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立中央図書館 吹田市出口町 18 番 9 号
- (2) 吹田市立千里図書館 吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号
- (3) 吹田市立さんくす図書館 吹田市朝日町 3 番 501 号
- (4) 吹田市立江坂図書館 吹田市江坂町 1 丁目 19 番 1 号
- (5) 吹田市立千里山・佐井寺図書館 吹田市千里山松が丘 25 番 2 号
- (6) 吹田市立千里丘図書館 吹田市千里丘上 14 番 33 号
- (7) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町 2 番の一部及び 3 番

(管理)

第 3 条 前条各号に掲げる図書館は、教育委員会が管理する。

(目的)

第 4 条 第 2 条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

2 健都ライブラリーは、前項に規定するもののほか、北大阪健康医療都市の地域特性を生かし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とする。

(図書館協議会)

第 5 条 図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づき、中央図書館に吹田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第 6 条 教育委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第

67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に健都ライブラリーの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第 4 条第 2 項に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健都ライブラリーの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、健都ライブラリーの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者候補者選定委員会)

第 7 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第 2 項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 8 条 図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(省略)

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 53 号)

この条例は、平成 25 年 1 月 9 日から施行する。ただし、第 1 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 28 日条例第 39 号)

この条例は、平成 32 年 11 月 11 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 5 条を第 8 条とする改正規定、同条の前に 2 条を加える改正規定 (第 6 条第 1 項に係る部分を除く。)、第 4 条第 1 項の改正規定、同条を第 5 条とする改正規定、第 3 条を削る改正規定、第 2 条の改正規定 (同条に 1 項を加える部分を除く。)、同条を第 4 条とする改正規定、同条の前に 1 条を加える改正規定、第 1 条の改正規定 (同条に 1 号を加える部分を除く。)、同条を第 2 条とする改正規定及び同条の前に 1 条を加える改正規定 公布の日
- (2) 第 5 条を第 8 条とし、同条の前に 2 条を加える改正規定 (第 6 条第 1 項に係る部分に限る。) 平成 32 年 7 月 1 日

○吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例

制定 平成 22 年 3 月 31 日条例第 8 号  
最近改正 平成 30 年 3 月 30 日条例第 8 号

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 4 条)
- 第 2 章 青少年活動サポートプラザ (第 5 条 - 第 13 条)
- 第 3 章 のびのび子育てプラザ (第 14 条 - 第 18 条)
- 第 4 章 山田駅前図書館 (第 19 条・第 20 条)
- 第 5 章 雑則 (第 21 条・第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 未来の担い手である青少年の成長を支援し、青少年の創造性が夢へとつながる拠点として、又は安心して子育てのできる環境づくりの拠点として、子育て青少年拠点夢つながり未来館を設置する。

(目的等)

第 2 条 子育て青少年拠点夢つながり未来館は、青少年が人とふれあい、情報と出会い、その成長に応じた支援を受けることにより、思いやりの心又は創造性をはぐくみ、その思いを夢へとつなぐ拠点となるとともに、子育ての知識、経験等を学び合い、安心して子育てのできる環境をつくる拠点となることによって、青少年又は子育てに対する支援の輪を地域に広げ、ともに成長し、支え合う活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第 4 条第 1 項各号に掲げる施設は、青少年又は子育てに対する諸施策を市民との協働により展開する拠点となるとともに、体系的かつ有機的に連携し、一体として機能するように管理運営されなければならない。

(名称及び位置)

第 3 条 子育て青少年拠点夢つながり未来館の名称及び

位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館
- (2) 位置 吹田市山田西 4 丁目 2 番 43 号 (施設等)

第 4 条 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館 (以下「夢つながり未来館」という。) に次の施設を置く。

- (1) 青少年活動サポートプラザ
  - (2) のびのび子育てプラザ
  - (3) 山田駅前図書館
- 2 夢つながり未来館 (のびのび子育てプラザを除く。) は、吹田市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) が管理する。
- 3 教育委員会は、別に定めるところにより、夢つながり未来館の運営について協議するための組織を設置するものとする。
- (中略)

第 4 章 山田駅前図書館

(目的)

第 19 条 山田駅前図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供することにより、青少年又は子育てを支援する拠点において人と情報をつなぐ役割を担うとともに、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。

(吹田市立図書館条例との関係)

第 20 条 この章に定めるもののほか、山田駅前図書館の管理運営については、吹田市立図書館条例 (昭和 27 年吹田市条例第 183 号) の定めるところによる。

第 5 章 雑則

(免責)

第 21 条 この条例に基づく処分によって夢つながり未来館の施設を使用する者に生じた損害については、市長及び教育委員会は一切その責めに任じない。

(委任)

第 22 条 この条例 (第 3 章を除く。) に定めるもののほか、夢つながり未来館 (子育てプラザを除く。) の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

2 第 3 章に定めるもののほか、子育てプラザの管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 22 年教育委員会規則第 11 号で平成 23 年 3 月 26 日から施行。ただし、第 7 条から第 11 条まで、第 19 条、第 20 条及び別表の規定の施行期日は、平成 23 年 2 月 5 日から施行) ただし、第 3 章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成 22 年規則第 37 号で附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成 23 年 3 月 26 日から施行。ただし、第 16 条の規定の施行期日は、平成 23 年 2 月 5 日から施行) (吹田市立図書館条例の一部改正)

2 吹田市立図書館条例の一部を次のように改正する。  
(以下省略)

#### ○吹田市立図書館の管理運営に関する規則

制定 昭和 60 年 6 月 10 日教育委員会規則第 19 号  
最近改正 平成 31 年 1 月 25 日教育委員会規則第 2 号

#### 吹田市立図書館の管理運営に関する規則

吹田市立図書館条例施行規則(昭和 42 年吹田市教育委員会規則第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市立図書館条例(昭和 27 年吹田市条例第 183 号)第 8 条及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例(平成 22 年吹田市条例第 8 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき、吹田市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(分室の位置)

第 2 条 千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立千里図書館北千里分室

(2) 位置 吹田市古江台 4 丁目 2 番 D-7

2 山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館山田分室

(2) 位置 吹田市山田西 2 丁目 5 番 1 号

3 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

(開館時間)

第 3 条 図書館(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前 10 時から午後 8 時(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日に当たるときは、午後 6 時)までとする。

2 健都ライブラリーのうち閲覧室以外の施設の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第 4 条 図書館の休館日は、12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(図書館資料の貸出し)

第 5 条 図書館資料は、館外へ貸し出すことができる。

2 中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。

(利用者の守るべき事項)

第 6 条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らな

ればならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。

(2) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。

(3) 許可なく物品の販売等を行わないこと。

(4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第 7 条 図書館の利用者は、施設又は図書館資料その他の附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第 8 条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(省略)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日教育委員会規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 25 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定(「の開館時間」を「(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間」に改める部分に限る。)、同条第 2 項の改正規定(「前項」を「前 2 項」に改める部分に限る。)及び同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に 1 項を加える改正規定は、平成 32 年 11 月 11 日から施行する。

#### ○吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則

制定 平成 31 年 1 月 25 日教育委員会規則第 1 号

吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市立図書館条例(昭和 27 年吹田市条例第 183 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、健都ライブラリーの指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定)

第 2 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、教育委員会が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書

(3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類

(4) 団体の概要を記載した書類

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、条例第6条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第3条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第4条 指定管理者は、市民が健都ライブラリーを利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第5条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第6条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第6条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(吹田市立図書館の管理運営に関する規則の読替え)

第6条 指定管理者が健都ライブラリーの管理を行う場合における吹田市立図書館の管理運営に関する規則(昭和60年吹田市教育委員会規則第19号)第7条の規定の適用については、同条中「教育委員会に」とあるのは、「、図書館資料の損傷等については教育委員会に、施設又はその他の附属設備等の損傷等については指定管理者に」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第7条 指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 健康増進事業に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 図書館その他公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者 2人以内

(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第8条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第10条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第11条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第12条 選定委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

(申請書等の様式)

第13条 この規則に規定する申請書等の様式は、教育長が定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、健都ライブラリーの指定管理者に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成32年11月11日から施行する。

### ○吹田市立図書館館外貸出規程

制定 平成5年5月11日教育長訓令第8号

最近改正 平成26年4月30日教育長訓令第5号

吹田市立図書館館外貸出規程

吹田市立図書館館外貸出規程(昭和42年吹田市教育長訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、吹田市立図書館の図書館資料(以下「資料」という。)の館外への貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 資料の個人貸出し(第16条を除き、以下「貸出し」という。)を受けることができる者(以下「利用者」という。)は、市民及び市内に所在する学校、官公署、会社等に在学し、又は在職する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項に規定する利用者の範囲を変更することができる。

(借出カード)

第3条 利用者は、資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ借出カードの交付を受けなければならない



ない。

2 借出カードは、1人1枚とし、各吹田市立図書館において共通して利用することができる。

(借出カードの交付)

第4条 借出カードの交付を受けようとする利用者は、資料の館外個人貸出申込書(以下「貸出申込書」という。)を館長に提出しなければならない。

2 貸出申込書の提出に当たっては、次に掲げる書類のいずれかを提示し、利用者であることの確認を受けなければならない。ただし、小学生以下の利用者については、この限りでない。

- (1) 住民票の抄本又は住民票記載事項証明書
- (2) 学生証又は在学証明書
- (3) 身分証明書又は在職証明書
- (4) 健康保険証
- (5) 運転免許証
- (6) その他館長が適当と認める証明書類

(借出カードの有効期間)

第5条 借出カードの有効期間は、5年とする。

2 前項の有効期間は、利用者の申出により、5年ごとに更新することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(貸出数)

第6条 同時に貸出しを受けることのできる資料の数は、図書については15冊以内、視聴覚資料については3点以内とする。この場合において、未返却の図書又は視聴覚資料がある場合には、それぞれその数を合算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項の貸出数を変更することができる。

(貸出期間)

第7条 同一資料の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、借出カードの有効期間を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、同項の期間を延長し、又は短縮することができる。

(自動車文庫における貸出し)

第8条 前2条の規定にかかわらず、自動車文庫における資料の貸出数及び貸出期間は、別に定める。

(貸出しできない資料)

第9条 次に掲げる資料は、原則として貸出しできない。

- (1) 貴重資料
- (2) 辞書、事典その他これらに類する資料のうち、館長が指定するもの
- (3) 新聞、官報、公報その他これらに類する資料
- (4) その他館長が指定する資料

(貸出しの停止等)

第10条 利用者が資料を返却しないときは、館長は、資料の貸出しを停止することができる。

2 利用者が資料を故意に返却しないときは、館長は、借出カードを無効とし、又は将来借出カードを交付しないことができる。

(届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用者は、その旨を直ちに館長に届け出なければならない。

- (1) 借出カードを紛失したとき。
- (2) 貸出中の資料を紛失し、汚損し、又は破損したとき。
- (3) 貸出申込書の記載事項に変更があったとき。

(借出カードの無効)

第12条 借出カードは、次の各号のいずれかに該当するときは、無効とする。

- (1) 貸出申込書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 貸出申込書の記載事項に変更があった場合において、その届出をしなかったとき。
- (3) 借出カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。
- (4) 借出カードを改ざんしたとき。
- (5) 借出カードを紛失した旨の届出があったとき。
- (6) 重ねて借出カードの交付を受けたとき。
- (7) 利用者でなくなったとき。

(借出カードの返還)

第13条 借出カードは、前条の規定により無効となったとき(同条第5号に該当するときを除く。)は、直ちに返還しなければならない。

(借出カードの再発行)

第14条 利用者が借出カードを紛失し、汚損し、又は破損したときは、館長は、利用者の申出により、その事情を審査し、借出カードを再発行することができる。

(広域利用の貸出し)

第15条 図書館の広域利用に係る協定に基づく資料の貸出しについては、教育長が別に定める。

(障害者用資料の貸出し等)

第16条 障害者用資料の貸出し及び団体への貸出しについては、地域教育部長が定める。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に交付を受けているこの訓令による改正前の吹田市立図書館館外貸出規程第3条に規定する借出票は、この訓令の施行の日から平成5年8月31日までの間、この訓令第3条に規定する借出カードとみなす。

附 則(平成8年3月29日教育長訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月15日教育長訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月18日教育長訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の吹田市立図書館館外貸出規程第6条及び第7条の規定は、平成23年1月5日以後に行う個人貸出しについて適用し、同日前に行う個人貸出しについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月30日教育長訓令第5号）

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

## 図書館の沿革

大正15年 (1926年)	3月29日	「吹田町立図書館規程」制定														
	6月1日	「吹田町立図書館」と称し、吹田町立第一尋常小学校（現吹田市立吹田第一小学校）校内に開設														
昭和15年 (1940年)	4月1日	吹田町・千里村・岸部村・豊津村が合併して吹田市となる。市制施行に伴い「吹田市立図書館」と改称														
昭和20年	8月15日	終戦により臨時休館														
昭和27年 (1952年)	6月5日	「吹田市立図書館条例」制定														
	8月1日	吹田市役所分室（泉町5丁目）階上に移転														
	11月1日	吹田市教育委員会発足														
昭和28年	7月1日	新田村大字下新田が吹田市へ分村合併														
昭和30年	10月15日	山田村が吹田市に合併し、現在の吹田市となる														
昭和34年	4月1日	拡張工事を実施し、閲覧机15、席数32配置														
昭和37年	11月	千里ニュータウン街開き														
昭和42年 (1967年)	1月31日	「吹田市立図書館条例施行規則」制定														
	2月26日	吹田市民会館（出口町4番）5階及び6階に移転														
	9月1日	館外個人貸出開始														
昭和44年	9月2日	自動車文庫開設、市内62か所を巡回														
昭和45年	3月14日	千里丘陵を会場に万国博覧会（EXPO'70）開幕。9月13日に閉幕。総入場者数6,421万人														
昭和46年 (1971年)	10月31日	市制30周年記念事業市立図書館建設工事完了														
	11月25日	新築「吹田市立図書館」（出口町18番）供用開始														
昭和48年 (1973年)	4月1日	家庭文庫への貸出開始														
	9月1日	自動車文庫を2台に増車														
昭和50年	7月	子ども向け図書紹介パンフレット『もうよんだかな?』創刊														
昭和51年	10月15日	視覚障がい者への「録音図書」貸出サービスを開始														
昭和53年 (1978年)	4月1日	千里ニュータウン地区で、「吹田市立千里図書館」供用開始。同館周辺自動車文庫駐車場16か所を廃止。既設館の「吹田市立図書館」は「吹田市立中央図書館」に改称。開館1年で貸出冊数50万冊を突破														
昭和56年 (1981年)	4月1日	「吹田市立中央図書館北千里分室」児童書専門の図書室として供用開始 第1回子どもと本のまつり開催														
昭和58年	4月17日	「吹田市立中央図書館江坂分室」供用開始。電算機導入によるオンライン化実施														
昭和59年 (1984年)	3月1日	固定館の電算化（全館オンライン）による業務開始														
	5月1日	自動車文庫の電算化による業務開始														
昭和60年	7月	10代（YA世代）向け図書紹介パンフレット『てくてく』創刊														
昭和62年	4月1日	「吹田市立山田図書館」供用開始。同館周辺の自動車文庫駐車場6か所を廃止														
昭和63年	4月1日	北千里・江坂分室の開室日を1日増加（従来の水・金・日曜日に加えて土曜日も開室）														
平成5年 (1993年)	4月1日	中央図書館、千里図書館、山田図書館の休館日を変更（「月曜日の午後と火曜日全日」→「月曜日全日」に。館内整理日を「毎月末日」→「毎月最終の木曜日」に変更）														
	6月1日	「吹田市立図書館館外貸出規程」を改正（図書の貸出冊数を「4冊以内」から「10冊以内」に変更）														
	7月1日	「吹田市立さんくす図書館」供用開始。同館において視聴覚資料（CD、カセット、ビデオ）の館内視聴及び貸出を開始。同館に利用者用端末機を設置。同館において木・金曜日は午後7時までの開館とする（夜間開館実施）														
	9月1日	さんくす図書館において、視覚障がい者に対し、対面朗読サービスを開始														
平成6年 (1994年)	4月1日	中央・千里・山田・さんくすの各館において、聴覚言語障がい者に対してファクシミリによる図書の予約、問い合わせを開始														
	9月1日	開館（室）時間を下記のとおり拡大 (1) 千里図書館の開館時間を木・金曜日は午後7時まで延長 (2) 北千里・江坂分室の開室時間を大幅に拡大し、次表のとおり開室時間とした 自動車文庫を2台から1台に減車。駐車場を35か所から30か所に変更 <table border="1" data-bbox="507 1787 1273 1937"> <thead> <tr> <th>分室</th> <th>曜日</th> <th>旧開室時間</th> <th>新開室時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北千里分室</td> <td>水・金・土</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午前10時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>日</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午後1時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>江坂分室</td> <td>水・金・土・日</td> <td>午後1時～午後5時</td> <td>午前10時～午後6時</td> </tr> </tbody> </table> 自動車文庫の車輛更新を機会に愛称を公募し、「ゆめぶんこ」と命名。キャラクターを「ねむいねむいねずみくん」に決定 利用者用端末機（OPAC）を全館（室）に設置	分室	曜日	旧開室時間	新開室時間	北千里分室	水・金・土	午後1時～午後5時	午前10時～午後6時	日	午後1時～午後5時	午後1時～午後6時	江坂分室	水・金・土・日	午後1時～午後5時
分室	曜日	旧開室時間	新開室時間													
北千里分室	水・金・土	午後1時～午後5時	午前10時～午後6時													
	日	午後1時～午後5時	午後1時～午後6時													
江坂分室	水・金・土・日	午後1時～午後5時	午前10時～午後6時													

平成6年 (1994年)	9月1日	業務の一括集中処理システム(資料の発注・受入れ・整理の集中化)と見計らい、選書システムの集中方式を導入
平成7年	1月	図書館からのお知らせと新着資料を紹介する『ほんのお知らせ』創刊
平成8年 (1996年)	4月1日	「吹田市立中央図書館江坂分室」を建替、「吹田市立江坂図書館」と改称し、供用開始 江坂図書館において視聴覚資料(CD、ビデオ)の貸出を開始。聴覚言語障がい者に対してファクシミリによる圖書の予約、問い合わせを開始 「吹田市立図書館館外貸出規程」改正(視聴覚資料の貸出期間を「1週間以内」から「2週間以内」に変更)
	5月7日	江坂図書館において、視覚障がい者に対し、対面朗読サービスを開始
平成9年	12月4日	さんくす図書館拡張工事竣工、児童室リニューアルオープン
平成10年	4月1日	自動車文庫での老人福祉施設への団体貸出巡回開始
平成13年 (2001年)	1月6日	中央図書館において、視覚障がい者に対し、対面朗読サービスを開始
	10月1日	千里図書館において、視覚障がい者に対し、対面朗読サービスを開始
	11月1日	インターネットによる蔵書検索サービス等開始
平成14年 (2002年)	4月3日	北千里分室リニューアルオープン
	4月18日	「吹田市立図書館資料収集方針」、「選定基準」制定
平成15年 (2003年)	4月1日	北千里分室開室日・時間を 水～日曜日、午前10時～午後6時に拡大
	10月1日	吹田市立図書館協議会を設置 ブックスタート事業を開始
平成16年 (2004年)	1月	0・1歳向けのよみきかせ「ブックスタートのひろば」を全館で開始
	3月18日	～31日までシステム入替え作業により全館休館
	4月1日	図書館電算システムを新システムに移行。インターネットによる予約サービス及び全館利用者用インターネットサービスを開始。電話での自動応答サービス開始
	4月8日	男女共同参画センターデュオとの横断検索開始
	5月19日	「吹田市立千里山・佐井寺図書館」供用開始
	6月1日	千里山・佐井寺図書館において、視覚障がい者に対し、対面朗読サービスを開始
	12月21日	千里山・佐井寺図書館の愛称を公募し、“ちさと”と命名
平成17年 (2005年)	2月	第1回図書館講座じゅずつなぎ開催
	7月1日	北千里分室を除く全館において、開館時間を木・金曜日は午後8時まで延長(夜間開館時間延長)
	11月22日	吹田市立図書館協議会「将来を展望した吹田市立図書館のあり方について」答申
平成18年 (2006年)	4月23日	文部科学省より、「子どもの読書活動優秀実践図書館」として、吹田市立図書館が表彰される
	6月13日	千里丘市民センターにて「出前ブックスタートのひろば」開始
	9月1日	自動車文庫車輛を更新 キャラクターを“ごりまる”に変更
	12月	「吹田市立図書館情報サービス」開始。新着図書情報を本庁職員向けに配信
平成19年 (2007年)	3月	吹田市子ども読書活動推進計画策定
	7月15日	新着図書お知らせサービス・メールマガジンを月2回発行
	10月1日	月曜日以外の祝日を開館、開館時間は午前10時～午後6時(祝日開館実施)
	12月1日	自動車文庫駐車場を31か所に変更
平成20年 (2008年)	4月～	千里図書館30周年記念事業実施(翌3月に記念誌発行)
	7月1日	「吹田市立図書館マンガ資料収集方針及び選定基準」制定
	11月1日	マンガコーナーを中央図書館に設置し、貸出と予約開始
平成21年 (2009年)	7月14日	「市民が選ぶ子どもたちに読ませたい100+5冊の本」の選定を終了し、冊子の配布を行うとともに、各図書館で展示・貸出を開始
	7月20日	「夏休み子ども開放日」を8月31日までの毎月曜日に実施
	10月16日	～31日までシステム入替え作業により全館休館
	11月1日	図書館電算システムを新システムに移行。図書館ホームページからの貸出延長受付開始。電話での自動応答サービスを終了
平成22年 (2010年)	1月11日	全館(室)で毎日開館を実施。視聴覚資料の共通返却を実施(毎日開館実施)
	4月～	国民読書年、吹田市制施行70周年記念事業実施
	6月	旧大阪府立国際児童文学館から吹田市へ貸出用図書約3万冊の寄贈を受け、うち約5千冊を図書館で受入
	7月1日	職種名変更。司書から一般事務(司書)へ変更
	12月1日	千里山・佐井寺図書館の窓口等業務委託実施
	12月20日	～翌3月31日まで改修工事のため山田図書館休館(「地域活性化きめ細かな臨時交付金」対象事業)
平成23年 (2011年)	1月5日	貸出期間2週間に統一。貸出冊数は本15冊、視聴覚資料3点までに変更。視聴覚資料の予約受付開始(3点まで)

平成23年 (2011年)	3月26日	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例制定により、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館(以下「山田駅前図書館」という)設置。それに伴い「山田図書館」を「山田駅前図書館山田分室」(以下「山田分室」という)に、「中央図書館北千里分室」は「千里図書館北千里分室」(以下「北千里分室」という)にそれぞれ位置づけ変更 山田駅前図書館の窓口等業務委託実施	
	3月27日	山田駅前図書館供用開始	
	4月～	中央図書館40周年記念事業実施(翌3月に記念誌発行) 「住民生活に光をそそぐ交付金」の交付を受け、蔵書を充実 2・3歳向けよみきかせ「おひざで絵本」を全館で開始	
	4月1日	吹田市・豊中市図書館広域利用の試行実施(貸出は5月1日から)	
	6月1日	山田分室の窓口等業務委託実施	
	11月1日	「吹田市立図書館外国語資料収集方針及び選定基準」制定 自動車文庫駐車場を30か所に変更	
	平成24年 (2012年)	5月	広告事業「レシート広告」開始
7月1日		さんくす図書館の窓口等業務委託実施	
9月3日		千里図書館を「千里ニュータウンプラザ」内に移転・供用開始	
11月		広告事業「バナー広告」開始	
平成25年 (2013年)	1月9日	「吹田市立千里丘図書館」供用開始 千里丘図書館の窓口等業務委託実施 自動車文庫駐車場を24か所に変更	
	4月1日	吹田市立図書館基本構想策定 自動車文庫による、市内小中学校向けの月1回訪問(「ごりまる学校訪問」、団体貸出図書 の配達・回収サービス(「ごりまる便」)を開始 公式アカウントによる「Facebook」「Twitter」での情報提供開始 吹田市・豊中市図書館広域利用の窓口に山田駅前図書館と豊中市立服部図書館を追加	
	4月	図書、雑誌購入業務の入札実施 「吹田市立図書館情報サービス」を「吹田市立図書館行政支援サービス」として再構成	
	4月～	さんくす図書館20周年記念事業実施(翌3月に記念誌発行)	
	5月	部門ごとの集中選書方式を導入	
	6月1日	「吹田市立図書館視聴覚資料収集方針及び選定基準」制定	
	7月1日	サピエ図書館への点字データアップ、録音図書誌データアップ開始	
	8月1日	千里図書館の窓口等業務委託実施	
	8月	自動車文庫8月の巡回を開始	
	平成26年 (2014年)	5月～	千里山・佐井寺図書館開館10周年記念事業実施
		7月1日	吹田市・大阪市図書館広域利用の実施(さんくす図書館) 千里山・佐井寺図書館において、マルチメディアデイジーの館内閲覧及び障がい者サービス登 録者への貸出を開始 市内の小學生に「すいぼんつうちょう」を配布開始
		12月1日	スマートフォン対応ホームページ運用開始
		平成27年 (2015年)	4月1日
6月1日	吹田市・摂津市図書館広域利用の実施(千里丘図書館)		
11月18日	～26日まで空調機器改修工事により江坂図書館休館		
平成28年 (2016年)	1月	ビジネス書コーナーを江坂図書館に設置	
	1月18日	～31日までシステム入替え作業により全館休館	
	2月1日	図書館電算システムを新システムに移行。IC対応機器導入(自動貸出機、自動返却機、ゲー ト)。図書館ホームページリニューアル 千里図書館、千里山・佐井寺図書館、山田駅前図書館において、無線LANサービス開始 自動車文庫業務のオンライン化。視聴覚資料の貸出を開始 広域利用でDVDの貸出を開始	
	9月～11月	江坂図書館20周年記念事業実施	
	12月	デイジー図書再生機貸出サービス開始	
	平成29年 (2017年)	4月	「ごりまる便」「もうよんだかなセット」「ごりまる学校訪問」ホームページからの申込開始
4月～		山田分室開室30周年記念事業実施	
7月1日		北摂7市3町(豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、 能勢町)広域利用の実施	

平成29年 (2017年)	7月～8月	自動車文庫駐車場を変更（7月で1か所廃止、8月から1か所追加。駐車場数は27か所のまま）
	8月	吹田市採択教科書の図書館電算システムへの受入れ、貸出を開始
	8月1日	来館困難な障がい者に対する墨字図書郵送貸出を開始
	10月1日	江坂図書館の窓口等業務委託実施
	10月27日	起業コーナーを千里図書館に設置
	11月21日	ビジネス支援サービスの情報を提供する『吹田市立図書館ビジネス支援だより』創刊
	12月～1月	千里丘図書館5周年記念事業実施
平成30年 (2018年)	3月13日	「吹田市立図書館の個人情報の取扱について（プライバシーポリシー）」制定
	4月～	千里山・佐井寺図書館の復元教室1を、認定こども園に貸出
	4月1日	NDC（日本十進分類法）10版採用開始
	5月	吹田市立図書館 レファレンス通信『図書館で調べもの』創刊
	12月28日	健都ライブラリーの整備に伴い「吹田市立図書館条例」一部改正
平成31年 (2019年)	1月5日	吹田市・大阪市図書館広域利用の窓口江坂図書館を追加
	1月25日	健都ライブラリーの整備に伴い「吹田市立図書館の管理運営に関する規則」改正、「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則」制定
	3月31日	中央図書館耐震補強及び大規模改修工事に伴い休館（4月1日より吹田市立総合福祉会館内に臨時窓口開設）